
第3章

岩倉市がめざす将来像と社会の姿

第3章 岩倉市がめざす将来像と社会の姿

1 岩倉市のめざす将来都市像

1975年（昭和50年）の設定以来、第5次岩倉市総合計画に引き継がれている本市の普遍的なあるべき姿である将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を、引き続き本計画の将来都市像として位置づけます。特に“緑”に象徴される環境側面からその実現をめざすものとします。

健康で明るい緑の文化都市

緑には、市民共有の財産である五条川と桜、そして周りの田畑。身近な自然から地球を考え、多様な自然を守り育てることで、いつまでも私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるように……という想いが込められています。

2 基本理念

「岩倉市環境基本条例」で掲げている基本理念を尊重しつつ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を環境側面から実現していく上で踏まえるべき基本理念（基本的な考え方や行動姿勢）を以下のように掲げます。

五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境

●五条川の恵み

自然の営みや先人たちの活動により育まれ、受け継がれてきた本市の環境を、本市の最も象徴的な環境資源である五条川に見立てて表現しています。

●未来へつなぐ

五条川の恵みや人々の暮らしの積み重ねによって培われてきた本市の環境は、先人から譲り受け、また、次世代へ受け継いでいくべき貴重な財産です。この本市の恵まれた環境を、将来につなげていくことの重要性和着実な行動に結びつけていく姿勢、協働によって進めていくことの大切さを表現しています。

●人と環境

環境をよりよいものにしていく上で必要不可欠な要素である知恵や市民・事業者・市等の連携・協働による取組を「人」という言葉に集約しています。「人」という言葉には、新たな協働の概念として第5次岩倉市総合計画のまちづくりの基本理念として掲げている「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」に相通じる意味合いをもたせています。一方、「環境」という言葉には、次世代に受け継ぐべき自然、風土、動植物、エネルギー資源、快適な暮らしなどを集約しています。

《参考》

岩倉市環境基本条例(平成24年岩倉市条例第4号)

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵みを現在及び将来の世代の市民が受けることができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、持続的に発展することができる循環型社会が形成されるように推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、多様な生物が生息することができる生態系及び自然環境が広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然及び生物を大切にすることを養い、自然との触れ合いを深め、人と自然との共生が実現されるように推進されなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、市民一人一人の日常生活及び事業者の事業活動が現在及び将来の世代の地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 基本方針

基本理念さらには将来都市像を具現化するため、以下のように4つの基本方針と基本施策を設定して、施策・事業を推進します。

基本方針	基本施策
1 脱炭素社会の実現	1 環境にやさしいライフスタイルの促進
	2 環境に配慮した事業活動・行政の率先行動の推進
	3 環境負荷の少ないまちづくりの推進
2 循環型社会の構築	1 ごみの減量化・資源化
	2 廃棄物の適正処理
3 自然との共生と 生物多様性の保全	1 生物多様性への理解促進
	2 自然との共生
	3 身近な地域での生物多様性の保全・創出
4 安全・安心・快適な 生活環境づくり	1 公害対策の推進
	2 清潔で美しいまちづくり

4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。SDGsは、193の国連加盟国・地域が2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際社会全体の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本計画の施策を実行することは、SDGsの達成にもつながります。（P92 図表 7-4-1）



出典：国際連合広報センター

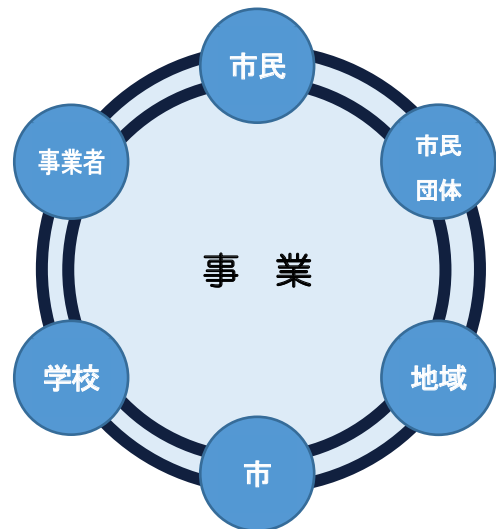
5 マルチパートナーシップ型事業の展開

特定の汚染者（工場等）が発生源となり、ある特定の地域で被害が発生するというかつての公害問題とは大きく異なり、今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因しています。特に温室効果ガスなどに起因する地球環境問題などは、気候などの空間的な広がりに影響を与えるだけでなく、現世代よりも将来世代に対して深刻な悪影響を及ぼすといった特質があります。

したがって、その対応にあたっては、行政だけではなく、一人ひとりの市民や事業者など多様な主体が“自分ごと”として考え、環境に関する取組に主体的に参画し、協働していくことが必要不可欠です。これは、第5次岩倉市総合計画のまちづくりの基本理念として掲げている「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」とも相通じるものがあります。

そこで、本計画に掲げるさまざまな施策・事業を実行していく際には、常にマルチパートナーシップを意識することが重要であると考え、その象徴として8つの“マルチパートナーシップ型事業”を本計画（第4章参照）に盛り込むものとししました。

マルチパートナーシップ型事業は、さまざまな主体が連携・参画し、それぞれの主体が持つ長所やスキル・ノウハウを存分に発揮することで、相乗的な事業効果の実現をめざします。また、事業の実施による課題解決を目的とすることはもちろん、事業の実施やその過程において、マルチパートナーシップについての相互理解を深め、さまざまな場面における連携の強化とマルチパートナーシップの拡大につながる契機となることも期待しています。



6 施策の体系

将来都市像

基本理念

基本方針

基本施策



健康で
明るい
緑の
文化
都市

五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境

基本方針 1 脱炭素社会の実現



1 環境にやさしいライフスタイルの促進

2 環境に配慮した事業活動・行政の率先行動の推進

3 環境負荷の少ないまちづくりの推進

基本方針 2 循環型社会の構築



1 ごみの減量化・資源化

2 廃棄物の適正処理

基本方針 3 自然との共生と生物多様性の保全



1 生物多様性への理解促進

2 自然との共生

3 身近な地域での生物多様性の保全・創出

基本方針 4 安全・安心・快適な生活環境づくり



1 公害対策の推進

2 清潔で美しいまちづくり

単位施策

- ①暮らしにおける省エネルギーの促進
- ②省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の利用促進

- ①事業所等における環境配慮行動の促進
- ②市の環境配慮率先行動の実施

- ①緑の保全と創造
- ②自動車における環境負荷の軽減
- ③徒歩や自転車で生活できるまちづくり

- ①3Rの推進と情報発信
- ②事業所におけるごみの減量化・資源化
- ③リサイクル活動の充実
- ④生ごみ等の減量化・資源化

- ①廃棄物不法投棄対策の推進
- ②集積場所の適正管理
- ③ごみ等処理施設の管理運営

- ①市民や事業者等への周知・啓発
- ②生物多様性に関する環境学習等の推進

- ①五条川の環境整備と保全
- ②緑の保全と創造【再掲】

- ①生きものの生息調査等の実施
- ②在来種の保護と外来種対策
- ③自然生態園の適切な管理運営
- ④県や協議会との連携

- ①環境測定・監視等の実施
- ②産業型公害と都市・生活型公害の防止

- ①良好な生活環境の創出
- ②公衆衛生対策の推進

マルチパートナーシップ型事業

- ①緑のカーテン拡大プロジェクト

地球温暖化防止の取組の一環として、夏季の省エネルギー対策に有効な「緑のカーテン」の設置を、公共施設をはじめ各家庭や事業者などさまざまな主体とともに拡大していきます。

- ②脱炭素型機器・設備等の普及拡大プロジェクト

従来の住宅用地球温暖化対策設備の導入支援に加えて、個人や事業者に対する次世代自動車や充電設備（V2H）等の導入支援を実施し、公民連携で普及啓発します。

- ③温室効果ガス排出量削減率先企業の設定

岩倉市の産業部門を代表する企業を「温室効果ガス排出量削減率先企業」として選定し、温室効果ガスの排出量削減を実践してもらうとともに、その取組を中小企業・小規模企業へ紹介することにより、市内の産業部門全体の温室効果ガス排出量の削減を促進します。

- ①食品ロス削減チャレンジプロジェクト

地元の食品小売店や飲食店、市民団体などと連携して食品ロス削減を推進します。また、地元の企業などと連携して、フードドライブをはじめとした食品ロス削減に資する公民連携型プロジェクトの推進とその体制構築をめざします。

- ①在来種を育てよう運動

身近な地域における生物多様性を保全していくため、各家庭や各事業所等で在来種の草花や樹木、生きものなどを育てていく運動を進めます。

- ②外来生物バスターズ

市民や事業者など多様な主体の参画により、外来種の早期発見による生態系かく乱の未然防止や外来生物の駆除作戦を展開します。

- ①新たなクリーンアッププロジェクト

従来の清掃活動に加えて、スポーツや遊びの要素を取り入れた新しいスタイルのレクリエーション型・多世代参加型のクリーンアッププロジェクトを展開します。

- ②ペット共生化プロジェクト

犬のふん害や野良猫・捨て猫問題を解決するため、飼養者や動物病院、地域や市民団体などと協働し、飼い主のマナーの向上やペット問題の未然防止により、ペットと共生したまちづくりを進めます。

